

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="margin: 0;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目次		
告示	ページ	
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	1
○都市計画事業の認可	(公園下水道課)	1
公告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
高知海区漁業調整委員会指示		
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示		1

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第680号**  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成20年11月11日  
高知県知事 尾崎 正直

高知市東孕  
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高知市五台山字東神ヶ谷山	4812
2	〃 〃 〃	4813
3	〃 〃 〃	4818
4	〃 〃 字西神ヶ谷山	4821-1
5	〃 〃 字神ヶ谷	4492-2
6	〃 〃 〃	4495-5
7	〃 〃 字追割汐田	353

8	〃	〃	〃	370-1
9	〃	〃	〃	393-1
10	〃	〃	〃	390

(2) 区域  
標柱1から10までを順次に直線で結んだ線及び標柱10と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第681号**  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成20年11月11日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
四万十市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中村都市計画公園事業（2・2・14号古津賀1号公園）
- 3 事業施行期間  
平成20年11月11日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
四万十市古津賀二丁目125番
  - (2) 使用の部分  
なし

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成20年11月11日  
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年8月28日 20高都計第313号	香美市土佐山田町楠目字大河内935番の一部	香美市土佐山田町楠目953番地 依光 宗八

-----  
海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示  
-----

**高知海区漁業調整委員会指示第57号**  
高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年10月24日に次のとおり指示した。  
平成20年11月11日  
高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

- 1 制限  
保護区域内及び免許区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。
- 2 保護区域  
別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる区域とする。
  - (1) 基準線 免許区域の沖及び丘の区域線の中央を通過する直線をいう。
  - (2) 基準点
    - ア 丘の基準点 基準線と免許区域の丘の区域線との交点をいう。
    - イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。
    - ウ 沖の基準点 基準線上、身網の基準点から沖合の点をいう。
  - (3) 前面及び後面 各基準点から基準線に直角をなす直線の方向をいい、両口の場合は、端口の広い方向を前面とみなす。
  - (4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。
  - (5) 区域 別表の右欄に掲げる前面、後面及び沖合の距離で示す各点と丘の基準点とを結ぶ直線により囲まれた区域をいう。ただし、最大大潮時の海岸線から陸側の区域を除く。
- 3 指示の効力  
この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。
- 4 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成20年10月24日から平成25年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場名	漁業権免許	漁業の種	前面	後面	沖合

	番号	類			
安芸郡東洋町野根伏越沖(野根伏越1号)	定第1,001号	ぶり、あじ、その他定置漁業	1,300メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	520メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	550メートル
安芸郡東洋町野根伏越沖(野根伏越2号)	定第1,002号	〃	1,300メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	520メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	〃
安芸郡東洋町野根水尻沖(野根水尻1号)	定第1,003号	〃	1,300メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	520メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	〃

			く。)	く。)	
安芸郡東洋町野根水尻沖(野根水尻2号)	定第1,004号	〃	1,100メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	720メートル(ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場区域を除く。)	〃
室戸市佐喜浜町黒濤沖(佐喜浜黒濤)	定第1,005号	〃	910メートル	910メートル	〃
室戸市佐喜浜町港沖(佐喜浜源太濤)	定第1,006号	〃	〃	〃	〃
室戸市室戸岬町椎名若松谷沖(椎名2号)	定第1,007号	〃	1,520メートル(ただし、佐喜浜町地先海域に及ぶ海域を除く。)	300メートル	〃
室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖(椎名3号)	定第1,008号	〃	1,820メートル(ただし、佐喜浜		〃

			町地先海域に及ぶ海域を除く。)		
室戸市室戸岬町椎名夫婦濤沖(椎名1号)	定第1,009号	〃	1,500メートル	320メートル	〃
室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)	定第1,010号	〃	1,820メートル		〃
室戸市室戸岬町三津長濤沖(三津1号)	定第1,011号	〃	〃		〃
室戸市室戸岬町高岡赤濤沖(高岡1号)	定第1,012号	〃	〃		〃
室戸市室戸岬町高岡黒見沖(高岡2号)	定第1,013号	〃	1,320メートル	500メートル	〃
室戸市吉良川町黒耳沖(黒耳沖)	定第1,014号	〃	1,000メートル	820メートル	360メートル
室戸市羽根町二又沖(二又)	定第1,015号	〃	910メートル	910メートル	350メートル

安芸郡奈半利町加領郷港前(加領郷港前)	定第1,016号	あじ、さば、その他定置漁業	/	/	/
安芸郡奈半利町東浜沖(東浜沖)	定第1,017号	〃	/	/	/
安芸郡奈半利町六本松沖(六本松)	定第1,018号	〃	500メートル	500メートル	500メートル
安芸郡田野町三ッ石沖(田野三ッ石)	定第1,019号	〃	/	/	/
安芸郡安田町唐ノ浜小磯濬沖(唐ノ浜)	定第1,020号	〃	/	/	/
須崎市下甲崎西沖(須崎市下甲崎西沖)	定第1,021号	ぶり、あじ、その他定置漁業	310メートル	480メートル	320メートル
須崎市大谷九石沖(九石)	定第1,022号	〃	1,000メートル	500メートル	500メートル
須崎市大谷のぞきの鼻沖(双子1号)	定第1,023号	〃	1,820メートル	/	〃

高岡郡中土佐町上ノ加江矢田部崎小島沖(矢田部崎)	定第1,024号	いわし、あじ、その他定置漁業	/	/	/
高岡郡四万十町冠崎沖(冠崎)	定第1,025号	ぶり、あじ、その他定置漁業	1,500メートル	320メートル	500メートル
高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖(幸次掛濬)	定第1,026号	〃	1,820メートル	/	550メートル
幡多郡黒潮町鈴沖(鈴沖)	定第1,027号	〃	1,400メートル	420メートル	〃
幡多郡黒潮町灘沖(灘沖1号)	定第1,028号	〃	920メートル	900メートル	〃
幡多郡黒潮町元濬沖(元濬沖)	定第1,029号	あじ、さば、その他定置漁業	820メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	1,000メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	550メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)
土佐清水市以布利朴の川鼻沖(朴の川)	定第1,030号	ぶり、めじか、その他定置漁業	1,820メートル	/	550メートル

土佐清水市以布利三ッ濬沖(三ッ濬)	定第1,031号	〃	1,520メートル	300メートル	〃
土佐清水市窪津港前沖(窪津港前)	定第1,032号	ぶり、あじ、その他定置漁業	610メートル(ただし、以布利地先海域に及ぶ海域を除く。)	520メートル	〃
土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前)	定第1,033号	〃	1,820メートル	/	〃
土佐清水市足摺岬椎ヶ濬沖(足摺岬椎ヶ濬沖)	定第1,034号	〃	1,200メートル	500メートル	〃
土佐清水市貝ノ川沖(貝ノ川)	定第1,035号	〃	1,300メートル	520メートル	〃
幡多郡大月町古満目崎沖(古満目崎)	定第1,036号	ぶり、まぐろ、その他定置漁業	910メートル(ただし、月灘地先海域に及ぶ海域)	400メートル	〃

			を 除 く。)		
幡多郡大 月町一切 浅 濬 冲 (浅濬)	定第1,037 号	〃	1,820 メー トル	/	〃
幡多郡大 月町安満 地松島前 (安満地 松島前)	定第1,038 号	まぐろ、 かつお、 その他定 置漁業	270メ ートル	210メ ートル	140メ ートル
幡多郡大 月町泊浦 弦場崎前 (弦 場 崎)	定第1,039 号	ぶり、あ じ、その 他定置漁 業	350メ ートル	250メ ートル	300メ ートル